

飲食店等感染予防対策交付金

～幅広い業種のみなさまを対象とした小諸市独自の制度です～

飲食店等感染予防対策交付金とは

国の緊急事態解除宣言を受けて、経済活動の再開及び需要喚起を図るため、感染予防対策や新たな需要を喚起する代替措置に対して、交付金を交付する小諸市独自の制度です。

対象事業者

市内に本社又は店舗を有する者のうち、長野県が進める「新型コロナ対策推進宣言の店」として、対面での販売又はサービスを提供するもの

交付額

一店舗当たり5万円を上限とし、3店舗まで（一事業者最大15万円）
補助率 10/10以内（千円未満切捨、消費税除く）

対象経費

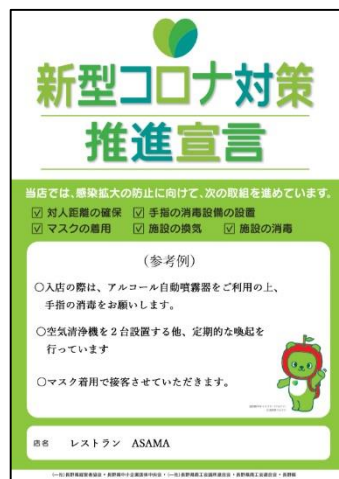
令和2年4月1日以降に取組んだ次の取組に対して支援します。

1 感染予防の取組

- (1) 飛沫感染予防
- (2) 接触感染予防
- (3) 空気感染予防
- (4) 感染が疑われる者の把握

2 新たな需要を喚起する代替措置

- (1) テイクアウト、デリバリー等に必要な資材の購入等
- (2) インターネット販売の参入又は強化に必要な機械資材の購入、広告費
- (3) 感染予防に配慮した体験プログラムの開発経費



申請の流れ

申請期間：6月24日（水）～9月30日（水）12月15日（火）

交付申請

- ・飲食店等感染予防対策交付金交付申請書（様式第1号）を提出してください。
【添付書類】
誓約書（様式第1-2号） 店頭に掲示した「新型コロナ対策推進宣言の店」のポスターの写し
経費明細書（様式第1-3号） その他市長が必要と認める書類

交付決定

- ・飲食店等感染予防対策交付金交付決定書（様式第2号）により、交付決定額を申請者へ通知します。

交付請求

- ・飲食店等感染予防対策交付金交付請求書（様式第4号）を提出してください。
【添付書類】
振込先の銀行口座のわかるものの写し（通帳等）

【問い合わせ・申請先】

小諸市役所産業振興部商工観光課観光交流係
〒384-8501 小諸市相生町3-3-3
TEL：0267-22-1700（内線2211）
e-mail：kanko@city.komoro.nagano.jp



よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 交付対象者の「市内に本社又は店舗を有する者」とはどんな事業者ですか？

A 小諸市内に本社、支店、営業所を有する事業者です。
すなわち、小諸市内に店舗があれば交付対象者になります。

Q 小諸市外で営業している店舗で実施した取組は対象になりますか？

A 市内に本社を有する者は、市外に所在する店舗も含め3店舗まで対象とすることができます。
市外に本社を有する者にあつては、市内に所在する店舗のみが対象です。

Q 「対面での販売又はサービスの提供を行うもの」とは、どんな事業者ですか？

A 小売店、飲食店、居酒屋、スナック、観光農園、スポーツ施設、タクシー事業者、旅行会社、
宿泊事業者など幅広い業種・業態の事業者を想定しています。

Q 長野県の「新型コロナ対策推進宣言の店」とは、どんな事業者ですか？

A お客様に安心して来店いただくことを目的として、事業者自らが感染予防対策を宣言し、
ステッカーやポスターを見やすい場所に掲示いただいているお店です。
業界別ガイドラインを参考に、感染予防対策を検討してください。ステッカー・ポスターは、
県公式ホームページからダウンロードいただくか、小諸商工会議所にご相談ください。
詳しくは、県公式ホームページをご覧ください。

Q どのような感染予防の取組が対象になりますか？

- A
- (1) 飛沫感染予防
例) 防護眼鏡、フェイスシールド、アクリルパネル等の購入
 - (2) 接触感染予防
例) 手洗い、うがい、消毒用の薬剤、非接触型アルコール噴霧器等の購入
 - (3) 空気感染予防
例) 空気清浄機の購入、密閉空間を解消する換気扇設置工事
 - (4) 感染が疑われる者の把握
例) 非接触型体温計の購入、体温スクリーニングカメラシステムの設置工事

Q 複数店舗を経営していますが、別々に申請できますか？

A 本社でまとめて申請してください。申請書の施設名には、「代表施設名 他〇施設」と記載の上、
対象店舗一覧を任意様式（ホームページの写し等）で提出してください。

Q 申請は、複数回できるのですか？

A 1事業者あたり1回限りです。

Q 国や県などの補助金と併用は可能ですか？

A 目的が同じ制度の併用はできません。
他の制度で申請をしている経費がある場合には、ご相談ください。